

介護保険で利用できるサービス

■主に自宅で生活しながら受けるサービス

サービス種類 (※は地域密着型サービス)	介護サービス	介護予防サービス	総合事業のサービス
	要介護1~5の方が利用できます	要支援1・2の方が利用できます	要支援1・2の方、事業対象者が利用できます
ケアプラン作成	○	○	○
自宅で利用できるサービス			
訪問介護・訪問型サービス	○	—	○
※定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	—	—
※夜間対応型訪問介護	○	—	—
訪問入浴介護	○	○	—
訪問看護	○	○	—
訪問リハビリテーション	○	○	—
居宅療養管理指導	○	○	—
通いで利用できるサービス			
通所介護(デイサービス)・通所型サービス	○	—	○
※地域密着型通所介護(定員18人以下のデイサービス)	○	—	—
※認知症対応型通所介護	○	○	—
通所リハビリテーション(デイケア)	○	○	—
施設に短期間入所するサービス			
短期入所生活介護	○	○	—
短期入所療養介護	○	○	—
福祉用具・住宅改修			
福祉用具貸与	○	○	—
福祉用具購入	○	○	—
住宅改修	○	○	—

■主に施設等に入所(入居)して受けるサービス

サービス種類 (※は地域密着型サービス)	介護サービス	介護予防サービス
	要介護1~5の方が利用できます	要支援1・2の方が利用できます
通い、訪問、泊まりの複合的なサービス		
※小規模多機能型居宅介護	○	○
※看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	○	—
施設・居住系のサービス		
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	原則 要介護3以上 (注)	—
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム)	原則 要介護3以上 (注)	—
介護老人保健施設	○	—
介護療養型医療施設	○	—
介護医療院	○	—
※認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	○	要支援2のみ
特定施設入居者生活介護(介護付きの有料老人ホームなど)	○	○
※地域密着型特定施設入居者生活介護(定員29人以下の介護付きの有料老人ホームなど)	○	—

(注)要介護1・2の方で特例入所要件に該当する方は入所対象となります。

●各サービスの利用者負担分は医療費控除の対象となる場合があります。(詳しくは、29ページ「介護サービス利用料等の医療費控除」をご参照ください。)

地域密着型サービスとは?

介護や支援を必要とする高齢者が、在宅での生活が難しくなったときも、自宅近くのサービス拠点から、さまざまなサービスの提供を受けて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするサービスです。

地域密着型サービスの場合、大阪市の被保険者は、原則として大阪市内の事業所のみ利用できます。

総合事業のサービスとは?

要支援の方が利用できる介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、2017(平成29)年4月から、「総合事業のサービス」として、それぞれ3種類ずつの訪問型サービス、通所型サービスに変更となりました。その他の介護予防サービスは変更ありません。

総合事業のサービスを利用できる方は、要支援者のほか、基本チェックリストに該当し要支援者相当と判断された事業対象者です。

事業対象者は、総合事業のサービスのうち、短期集中型のサービス(サポート型訪問サービス、選択型通所サービス)を利用することができます。